

第 1 章

計画の背景と目的

第1章 計画の背景と目的

1 本計画策定の背景

愛知県では、2006年（平成18年）に施行された「住生活基本法」に基づく都道府県計画として、2006年度（平成18年度）に「あいち住まい・まちづくりマスタープラン2015」を策定し、取組を推進してきました。また、同計画では、社会経済情勢の変化などに対応するため、概ね5年程度で見直しを行うとしていました。

策定後5年を経過する中で、少子高齢化の更なる進行や世界同時不況による地域経済の停滞など、住まい・まちづくりを取り巻く環境は大きく変化してきました。特に、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東地方を中心に非常に広域にわたる被害をもたらしました。これまでの防潮堤などの整備水準を越えた津波により多くの住宅が流出し、揺れによる建物損傷、液状化による住宅の不同沈下などの被害も広範にわたり、上下水道、ガス設備をはじめとした暮らしを支える社会基盤にも多大な影響を与えるなど、住生活の安定確保という点で、現在もなお極めて厳しい状況が続いています。

住宅政策をめぐっては、2011年（平成23年）5月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「公営住宅法」の一部改正が行われ、①入居者資格の同居親族要件の廃止、②入居収入基準の条例委任、③公営住宅及び共同施設の整備基準の条例委任など、公営住宅制度において地方公共団体が判断すべき事柄が大幅に増えました。また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が2011年（平成23年）4月に改正され、サービス付き高齢者向け住宅が制度化されました。

今後の住まい・まちづくりを展開していくためには、このような状況を踏まえ、新たな政策課題や優先すべき政策など、時代の変化や要請に的確に応え、計画の軌道修正や施策の重点化などに取り組む必要があることから、現行の「あいち住まい・まちづくりマスタープラン2015」を見直し、新たな「**愛知県住生活基本計画2020**」を定めるものです。

2 計画の目的

「住まい」は家族と暮らし、人を育て、憩い安らぎを得るかけがえのない空間として、また、人々の社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、県民の生活に欠くことができない基盤です。また、都市やまちなみ景観を構成し、まちの活力・安全・環境・福祉・文化などに関連し、豊かな地域社会を形成する上での重要な要素でもあります。このように「住まい」が集まって形づくられる「まち」は、個人のそれぞれの生活が紡ぎ出し、より豊かな暮らしを実現していく場となっています。

本計画は、県民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、県民経済の健全な発展に寄与するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関して、「住まい」だけでなく、「まち」づくりを含めた施策を対象とし、住まい手の意識に働きかけ、良質で良好な住宅・住環境の整備を進めるとともに、これを守り育て、さらには地域の良好なコミュニティ形成を促していくことを目的とします。

また、住まい・まちづくりは、行政のみで取り組まれるものではありません。住まい手である県民、住宅の供給や管理などに関わる事業者、NPOをはじめとする様々な関係団体及び県をはじめとする行政・公的団体の全てが連携・協調して行われることが必要です。

そこで、本計画では、愛知県におけるこれからの住まい・まちづくりの目標像などを示すことで、県民や事業者、NPO、住民団体、行政・公的団体などと共有し、その実現に向けて連携・協調して取り組むための指針となることを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は住生活基本法第17条に基づき、愛知県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定めるものです。

また、本計画は、「政策指針2010-2015」を受けつつ、2011年（平成23年）10月に策定した知事のマニフェスト工程表を踏まえた形でこれらにおける住まい・まちづくり分野の具体的な方針を定める個別計画であり、公的賃貸住宅やその他県内の住宅に関連する各種計画の上位計画になるものです。さらに、都市計画、福祉、環境などの関連計画、政策との連携を図りつつ、総合的な政策推進を目指すものでもあります。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、愛知県における長期的な住まい・まちづくりの目標像を提示する観点から、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況、関連計画・政策との整合性などを踏まえ、定期的に評価・分析を行い、その後の住まい・まちづくり施策へと反映するため、概ね5年程度で見直しを行うものとします。

5 計画の構成

第1章

計画の背景と目的

計画の目的や位置づけ、計画期間を定めています。

第2章

住まい・まちづくりを
取り巻く状況

本計画の背景となる、住まい・まちづくりを取り巻く社会経済情勢などの現状と変化を整理し、これからの住まい・まちづくりに向けた課題を示しています。

第3章

住まい・まちづくりの
基本的な方針

第2章で整理した、これからの住まい・まちづくりに向けた課題から、本県における住まい・まちづくりの基本理念と将来像を示し、その推進に向けて配慮すべき取組の視点を示しています。

第4章

住まい・まちづくりの
目標と施策の展開

基本理念に基づく住まい・まちづくりの将来像の実現を図るため、分類ごとに目標を掲げ、県をはじめとした関係機関が取り組む施策を示しています。また、施策の進捗を把握するための成果指標を設定しています。

第5章

住宅の供給等及び住宅地の
供給を重点的に図るべき地域

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域について、基本的な考え方を示し、重点供給地域を設定しています。

第6章

計画の推進に向けて

本計画の推進を担う、県・市町村、公的団体、住まい手、住宅関連事業者、NPO、専門家それぞれの主体の参加と協働による推進体制のあり方について整理するとともに、本計画の継続的なモニタリングに向けた留意事項などを整理しています。

